

○青山総務課長 定刻になりましたので、会議を始めたいと存じます。

本日は、加藤委員、宮井委員が御欠席でございます。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから第134回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は4つでございます。

議題1「パーソナルデータ効果的活用支援窓口（仮称）の設置について」、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局 資料1に基づいて、パーソナルデータ効果的活用支援窓口（仮称）の設置について御説明申し上げます。

個人情報保護法の、いわゆる3年ごと見直しに係る制度改正大綱において記載しておりますように、利活用を含めた個人情報の取扱いに関して、委員会に、より相談しやすい環境を求める個人情報取扱事業者などからの意見が、これまでのヒアリングなどで寄せられておりました。

委員会事務局においては、これまでも必要に応じ、業界団体や各事業者などからの相談に個別に応じてきたところではございますが、このような声に適切に応えるべく、相談支援体制の充実・強化を図る必要がございます。

このため、委員会に新たにパーソナルデータ効果的活用支援窓口（仮称）を設置し、特に、新たなビジネスモデルや、業界団体や複数事業者の共通の問題意識として挙げられた論点について積極的に相談に応じ、相談者によるパーソナルデータの適正かつ効果的な活用を支援することとしたいと考えております。

相談支援対応などを通じて得られた利活用事例に関する知見につきましては、企業ノウハウなどに配慮し一般化した形で、委員会ホームページなどを通じて一般に周知するとともに、広く有益と考えられる情報については、ガイドラインやQ&Aなどにより周知していくことで、個人情報取扱事業者などがパーソナルデータの利活用を検討しやすい環境整備を進めてまいりたいと考えております。

具体的な業務内容につきましては、専用ダイヤルを設置し、電話にて相談内容を聴取した上で、対面で相談に応じることを予定しております。

個人情報取扱事業者に広く窓口の存在を認知してもらうため、窓口設置の周知・広報活動として、委員会ホームページにおける公表、各種説明会や研修会における紹介、また、認定個人情報保護団体を通じての対象事業者などへの周知などを実施することを考えております。

また、窓口業務の開始時期につきましては、所要の周知期間を経た上で、4月1日とすることを考えております。

説明は以上です。

○丹野委員長 ありがとうございました。

ただいまの報告について、御質問、御意見をお願いいたします。

大滝委員、お願いします。

○大滝委員 どうも説明ありがとうございました。

今、提案がありましたパーソナルデータ効果的活用支援窓口（仮称）につきましては、説明の中にもありましたように、制度改正大綱にも記載されておりますし、これまでのヒアリングの中でも、より相談しやすい環境を求める意見はたくさん寄せられておりました。

当委員会は監督機関でもありまして、事業者から敷居が高いと捉えられる面もありますけれども、個人情報保護法の目的でもある個人情報の適正かつ効果的な活用を広める観点から、大企業、中小企業問わず、事業者からの相談に広く応じていくということは極めて重要だと思います。

また、事務局からの提案の中にもありますように、直接対面で相談に応じていくということも当委員会にとって非常に大切だと考えております。

今後、当委員会として、この窓口を重要な対外チャネルの一つとして位置付けて、取り組んでいきたいと思っております。

○丹野委員長 大滝委員、ありがとうございました。

ほかにございますか。

今、大滝委員もおっしゃいましたように、個人の権利利益の保護を適切に図っていくためにも、当委員会として、事業者が個人情報の保護に十分に配慮しつつ利活用を行うための検討を支援していくこと、そして得られた知見を一般に周知していくことは、重要な取組だと思います。

事務局においては、ただ今説明のあった取組方針のとおり、本年4月1日の開始に向けて準備を進めてください。よろしく申し上げます。

次は、議題2でございます。「個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース等の開催について」、事務局から報告をお願いします。

○池田企画官 それでは資料2に基づきまして御説明申し上げます。

官民を通じた個人情報の取扱いのうち、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法との関係につきましては、平成27年の改正個人情報保護法附則第12条第6項におきまして「個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討するものとする」とされておりました。

また、昨年12月13日公表の、いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱においても「民間、行政機関、独立行政法人等に係る個人情報の保護に関する規定を集約・一体化し、これらの制度を委員会が一元的に所管する方向で、政府としての具体的な検討において、スケジュール感をもって主体的かつ積極的に取り組む」としたところでございます。

このような経緯を踏まえつつ、本件につきましては、当委員会を含め、複数の省庁にまたがる対応が必要なため、関係省庁と対応を検討してまいった次第でございます。

その上で、昨年12月25日に、資料がございます「個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース」が設置され、第1回会合が開催されたところでございます。

これは、改正個人情報保護法附則第12条第6項の規定を踏まえ、関係省庁が緊密な連携の下、民間部門、行政機関、独立行政法人等に係る個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定すること及び事務処理体制の在り方について検討するものでございます。

タスクフォースの構成員といたしましては、内閣官房副長官補をヘッドといたしまして、IT総合戦略室長代理（副政府CIO）、内閣審議官、IT総合戦略室参事官、総務省行政管理局長、そして当委員会の事務局長が参加する形となっております。

また、事務的な検討と併せまして、有識者等による検討といたしまして、今後、有識者等による検討の場を設置したいと考えており、現在、その立上げに向けた準備を進めているところでございます。

検討に当たっての基本的な考え方といたしましては、資料のとおり、民間部門、行政機関、独立行政法人等の個人情報保護に関する法令・規定を集約・一体化する方向性を前提に、その意義・目的などを整理しつつ、具体的な論点について議論を進める。その際、データ流通の円滑化を図る観点と、個人の権利利益の保護の観点の調和を図りつつ検討を行うとしております。

また、民間部門を所管しております個人情報保護法と、行政機関等個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法では、様々な異なる点がございます。想定される具体的な論点の例としては記載のとおりですが、大きな論点につきましては、有識者等の御意見も伺いつつ、事務的な検討を深めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、今後のスケジュール（案）ですが、資料のとおり、今後、夏頃までに中間整理を行い、パブリックコメントに付した上で、年末頃までに最終報告を取りまとめたいたいと考えているところです。

また、それを踏まえた改正法案につきまして、令和3年の通常国会の提出を目指したいと考えており、今後、関係省庁とともに具体的に検討を進めてまいりたいと考えている次第です。

説明は以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの報告について、御質問、御意見をお願いいたします。

藤原委員。

○藤原委員 説明ありがとうございます。

行政機関、独立行政法人等に係る法制と、民間部門に係る法制の一元化につきましては、事務局からの説明のとおり、3年ごと見直しの制度改正大綱においても記載されている重要な課題であると認識しております。

今後のスケジュール（案）にあるとおり、令和3年の通常国会への改正法案の提出を目指すということであり、当委員会としても、主体的かつ積極的に取り組んでいくべきもの

だと思えます。

具体的な論点について、十分に議論を整理して臨んでいきたいと思えます。

例えば、「具体的論点（例）」の「定義」を見ても、委員の方々も御存じのように、行政機関非識別加工情報と匿名加工情報の違いは定義の差から来ており、大変難しい問題であり、高次の連立方程式を解くようなものだと思います。また、学術研究の適用除外についても難しい問題ですけれども、これは医療研究の方々からの強い要請もあるところだと思っております。

それから、情報公開・個人情報保護審査会は、国民の権利救済機関としての審査会というものですから、消費者や国民一般との関係でどう関わるかも難しい問題だと思っております。

更に、当委員会との関係で言えば、公的分野のGDPRにおける充分性認定もいずれ議論されるかもしれませんので、ここもきちんと整理をしなければならないだろうと思えます。

というわけで、大変な難しい作業や議論になると思えますが、当委員会としても、予定どおり法案ができるように努めるべきかと思っております。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

本件について、私どもも関係省庁とともにしっかりと検討を進めてまいりたいと思えます。

次からの議題は、監督関係者以外の方は御退席願います。

○丹野委員長 よろしいですか。

では、議題3「監視監督について①」について、事務局から説明をお願いいたします。

(内容については非公表)

○丹野委員長 では、次に移ります。

議題4「監視監督について②」について、事務局から説明をお願いいたします。

(内容については非公表)

○丹野委員長 本日の議題は以上でございます。

本日の会議の資料については、非公表の資料以外は、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

それでは、そのように取り扱います。

それでは、本日の会議は閉会といたします。

ありがとうございました。